京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

前

改 (前 略)

第3 相談体制等

(相談等への対応)

- する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。) に対応するため、全学の相談窓口をカウンセリン グセンターに、部局の相談窓口を各部局に置く。
- 前項の相談窓口に相談員複数名を置く。
- 3 相談員は、全学の相談窓口にあってはカウンセ リングセンターの、部局の相談窓口にあっては当 該部局の教職員のうちから、その長が指名する。 この場合において、相談員には男女各1名以上が 含まれなければならない。

(後 略)

第3 相談体制等

(相談等への対応)

改

第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関開第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関 する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。) に対応するため、全学の相談窓口をカウンセリン グセンター及び総務部職員課に、部局の相談窓口 を各部局に置く。

正

後

- (同 左)
- 3 相談員は、全学の相談窓口にあってはカウンセ リングセンター又は総務部職員課の、部局の相談 窓口にあっては当該部局の教職員のうちから、そ の長が指名する。この場合において、相談員には 男女各1名以上が含まれなければならない。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。